

地方自治体文書館の性格について

—広島県立文書館設立史の考察—

西 向 宏 介

【要旨】本稿は、広島県立文書館設立の歴史を具体的に明らかにし、地方自治体文書館の性格を考えるための素材を提示するものである。広島県では、昭和40年における県立文書館設立期成会の発足以来、20余年にわたる文書館設立運動の歴史がある。そこでは、運動と行政の双方で様々な動きがあり、また構想案の検討や要望・提言等がなされてきたが、その具体的内容を知ることは、地方自治体文書館の今後を考えるうえでも一定の意味をもつと思われる。本稿ではこのような認識のもと、広島県立文書館の設立史を可能な範囲で紹介し、最後に、地方自治体文書館の性格について、若干の私見を述べたい。

はじめに —本研究の目的—

本研究は、広島県立文書館の設立に至る経緯について、運動と行政の両面から考察し、地方自治体文書館の今後の方向性を考えるための素材とすることを目的とする。

公文書館・文書館の性格については、その機能や守備範囲・労力の配分構成の問題など、館の根幹に関わる部分において、今日なお十分な共通認識が得られていない。情報公開制度の普及や文書管理の電子化などに対応していくなかで、館の業務体系が今後大きく変容していく可能性があるが、その前提として、文書館設立に至る経緯を正確に踏まえておくことは不可欠の作業であると思われる。

ところで広島県立文書館は、昭和63年10月に開館され、現在13年目を迎えているが、その設立が最初に提唱されたのは昭和40年であった。翌年2月9日の『中国新聞』には、「文書館の設立運動—公文書の散逸惜しむ 広島県

などで強い機運—」という見出しで、当県の文書館設立に向けた運動高揚の様子を大きく伝えている。以来、約20年にわたる歳月の間、さまざまな運動と文書館構想が練られつつ、多くの曲折を経て今日の文書館が存在している。果たして、この過程において、どのような理念に基づき、いかなる文書館像が構想・提言されたのか、その内容をできるかぎり詳細に把握することは、当館の今後の歩みにとって重要であるばかりでなく、開館後一定年数を経た多くの自治体文書館あるいは今後設立を目指す自治体関係者にとっても、何らかの指針となりうるものを提供できるのではないか。そのような思いも込めて、以下では、紙数の範囲内で、広島県立文書館の設立史を追っていくことにしたい。

1 広島県立文書館設立運動の開始

(1) 県立文書館設立期成会の結成

昭和40年1月31日、広島では、日本学術会議の国立史料センター設立計画に基づき、中国ブロックの史料センターを広島に誘致する可否かをめぐって、広島周辺の研究者による研究集会が開かれた。いわゆる「日本史資料センター」問題¹⁾については、周知のように、日本史の研究団体から反対声明が相次ぎ、最終的にブロックセンター案の推進は断念されることとなったが、広島では、この時の研究集会を機に、公立の文書館設立を求める動きが急速に進んでいった。この集会に参加した人々は、広島大学をはじめ市内各大学・高等学校・県教育委員会・地方史研究団体に籍をおく日本史および歴史教育関係者31名で、話し合われた内容は、(1)国立史料センターの広島誘致の可否について、(2)公立の史料保存・利用施設の必要性について、という2点であった。

(1)の国立史料センターの設置については、集会参加者において原則的には賛成しつつも、案に示されたセンターがあくまでサービス機関であるため、①史料の保存・収集が十分に期待できる公立の文書館の設置を促進すべきこと、②中国ブロック史料センターの設置場所については広島が適当であること、③マイクロ化の対象を近世・明治期の文書に限定せず、とりわけ近現代

の自治体文書の散逸度が高いことから、少なくとも終戦前後までの文書を緊急に収集・保存する必要があることを要望事項として決議し、31名の参会者連名で関係各方面に要望することとした。

次に(2)の点については、県立図書館に郷土資料室さえもない広島県の史料保存環境の劣悪さに鑑みて、史料センターとは別に県レベルでの史料保存・利用施設が緊急に必要であることを確認し、史料保存の重要性を啓発し、「文書館」の設立を推進していくための母体として「県立文書館設立期成会」を結成することになった。

ところで、当時の広島県における史料保存環境の劣悪さという点について、昭和41年に広島県立図書館が作成した「文書館制度に関する調査資料」²⁾をもとに、少し具体的に触れてみよう。県庁文書については、明治9年の県庁火災による文書の焼失をはじめ、行政機構の統廃合や市町村合併に伴う廃棄によって、膨大な量の文書が処分されてきていたが、広島市への原爆投下は、それに追い打ちをかける以上に壊滅的な打撃を与えた。県庁文書は空襲に備え、昭和20年4月頃より疎開が始まり、知事官房・内務部関係文書は可部地方事務所や打越町安芸女学校などへ移転させ、学務部関係は尾長町広島盲学校へ、警察・衛生関係は広島市役所地下倉庫へと分散疎開させていたが、それら疎開文書も殆どが灰燼に帰すこととなった。さらに、敗戦に伴う文書の焼却、県庁の再三にわたる移転等も重なり、とりわけ行政文書の廃棄・散逸は著しい状況となった。県行政の側でも、文書保存に向けての対策が講じられることもなかった。象徴的なのが、川崎甫氏が所蔵していた県農政課の文書「川崎文庫」の動向である。川崎氏は「広島県に関する資料だから、広島県で保存して欲しい」と強く希望していたにもかかわらず、広島県では保存する場所がないとして引き受けられず、やむなく山口県立図書館へ寄託し、同館で川崎文庫として永久保管されることとなったのである。なお同資料では、こうした事例は他にいくつもあるとし、「広島県の風土的とも云える官公庁の文書資料の保存に対する無関心な風潮はどうにもならないものか、また、根本的な原因はどこにあるのかと嘆息する識者もきわめて多い」と述べている。

以上のような状況を前提として、期成会の結成においても、その活動方針としては県庁行政文書の保存に重点が置かれることとなった。昭和40年2月13日には、広島大学の大学会館で再度会合がもたれ、期成会結成の最初の段階として、「県立文書館設定期成会世話人会」（代表者：福尾猛市郎広島大学教授、事務局長：松岡久人広島大学助教授）を発足させ、事務局を広島大学文学部国史学教室に置いた。そして、運動の方針と文書館構想を具体化するとともに、運動の第一歩として、市内各大学の学長をはじめ教育界・財界のうちから期成会の発起人を依頼することを決定したのである。

その後世話人は、4月1日付で、文書館構想を示した趣意書をもって発起人の要請を行い、17名（のちに21名）からの了承を得た。また、昭和40年7月には「広島県立文書館設立要望書」³⁾を関係各方面に提出している。これはさきの趣意書と同内容であるが、そこでは、前述した県庁文書の著しい廃棄・散逸の状況とともに、戦後の変革に伴う旧家の没落等により古文書・古記録類が大量に消滅したことに触れている。その上で他県においては、山口県で6年前に文書館が設立され、内外の注目を集めつつ立派な成果を収めつつあること、岡山県では県総合文化センターが県内史料の収集保存に向けて新しい活動を展開しつつあること、県史編纂も広島を除く中国4県ではいずれも進行または立案されつつあることを挙げて、広島県におけるこれら事業の著しい立ち遅れを取り戻し、今後県史編纂事業を遂行するに際しても、まず文書館の整備が必要であると訴えている。また、県立文書館の果たすべき機能としては、①県庁文書・記録類の保管、②県内に分散所在する文書・記録類の受贈・受託・購入、③目録・分類・閲覧・調査・回答奉仕等を挙げ、これら業務を遂行するため、専門職またはこれに準ずる者が少なくとも数名以上常置される必要があると主張している。さらに、県立文書館設立の意義については、県政将来の指針と県民文化の向上に資することにあり、そのみでなく、我々県民に負わされている県文化財遺産を永く後代に伝えるべき責務を子孫に対して果たすことにあるとの認識を提示した。

以上のような運動の趣旨が、新聞報道などを通じて広く理解されるのに伴って、期成会では、単に理念的な主張にとどまることなく、具体的な文書館の

構想案を提示する必要に迫られてきた。その当時、期成会で検討された文書館の構想案としては、①知事部局の調査研究機関として文書館を新設する、②県立図書館にまず郷土資料室を設置し、将来文書館として独立機能を持ちうるように拡大・発展させていく、という2案があった。上記の要望書では、この2案のうちいずれを求めるのか明言されていないが、当時の広島県において、いわゆる文化的施設の設置がきわめて乏しい状況にあったことから、一般に馴染みのない文書館をいきなりつくることは、運動側としても躊躇があったようである⁴⁾。そのため、期成会では、これ以後の具体的な要求内容として、独立の文書館新設をあくまで最終目標としながらも、まずは過渡的手段として、文書館的機能を代行させるための県立図書館郷土資料室を設置してもらうよう要望する方針を固めていった。そして、県知事宛に、①明治以来の県政文書の所在状況調査、②県廃棄文書の選別保管、③県立図書館郷土資料室の設置、の3点を骨子とした要望書を提出したのである。

(2) 県庁行政文書選別の開始

期成会が発足当初から、県庁行政文書の廃棄・散逸状況に強い関心と深い憂慮を示し、その保存を訴えてきたことはすでに述べた。期成会世話人会では、さきの知事宛の要望書で挙げていた明治以来の県の行政文書の所在状況調査について、世話人会のメンバーが総務部長に会い、まず県庁文書の保管状況を視察した。そして、将来にわたり保存すべき文書があることを指摘したうえで、昭和40年3月から、県総務部総務課第一文書係と世話人会事務局ほか3名が共同で、昭和20年以前の県庁文書を調査・目録化した。また、戦災で焼失した昭和20年以前の県庁文書を出先機関からどの程度補充できるかという観点から、同年12月までに可部・西条・廿日市の各支所を調査し、世話人会のほうで選別収集した。

一方、同時に要望していた県廃棄文書の選別保存については、世話人会代表名で知事宛に県廃棄文書の選別依頼書を提出していたが、永野厳雄知事(当時)が選別保存について快諾したのをうけて行われることとなった。昭和40年は3月・6月・9月の3回にわたって行われ、廃棄予定文書約10,300冊

のうち、学術資料として保存すべきもの約2,700冊が選別された。この選別作業は、広島大学文学部史学科国史学教室が中心となり、大学院生を含めて奉仕活動によって行われていたが、昭和43年度からは県史編さん室が設置されたため、選別保存文書が県史編纂資料にもなることから、これ以後は県の資料調査費により選別が行われるようになったのである⁵⁾。

期成会が意を配っていた行政文書の選別保存はこうして実現することができたが、当初、文書の保管責任をもつ総務課長は世話人会による選別について強く反対していた。結局、選別保存する文書は30年間は利用に供しないとの説明に納得したものの、とくに学生運動の影響もあって、大学院生が選別作業に加わることにについては、文書が直ちに論文利用され、県の不利益となる恐れがあるとして強い抵抗を示していたという⁶⁾。尤も、期成会の文書館設立要求そのものに対しては、この段階で県として明確な回答を示していたわけではなく、いわば、文書館については保留するが、学術的・専門的見地からの選別保存については了承してもよいという姿勢であった。

しかし、行政内部での強い抵抗はあったものの、期成会が訴えていた行政文書の選別保存措置が実現したことは、運動における主張が県行政側にとにかくも受け入れられたという点で大きな成果であり、文書館の実現に向けて、以後の運動が行政の動きと深く関わりをもちながら展開される大きな契機になったと思われる。

(3) 県立図書館郷土資料室設置運動

さて、期成会が知事に提出したい一つの要望として、県立図書館の郷土資料室設置があった。県立図書館は昭和35年4月に市内上鞆町に新築移転し、その際に、郷土資料室も設定されてはいたが、第2期工事として新設が予定されながら諸般の事情で遅延し、その間はいわゆる図書類の収集のみがなされ、ナマの文書・記録類はほとんど収集されていなかった。昭和38年4月に広島大学国史学教室出身の職員土井作治氏が新たに図書館へ配属されたのを機に、文書・記録類の収集がはかられ、昭和40年度中に選別された県の行政文書のうち、即時公開可能な約500冊を各課からの同意を得て郷土資料室へ

移管させた。また、土井氏は、昭和41年5月に山口市で開催された全国公共図書館研究集会に参加し、「公共図書館と文書館制度」をテーマとする討議内容を『芸備地方史研究』誌で報告している⁷⁾。この中で、文書館の基本的性格については、「政府または地方公共団体の行政責任を公開する」という原理に立って考えるべきで、現行の図書館とは特別な関係はないとする一方、日本の現状からみて、公開利用の原則をもつ図書館の史料保存・利用問題に対する役割は軽視できないものがある、という点を取り上げている。まさに、当時の広島県における文書館設立運動は、期成会をはじめとして、独立館の設立を当面絶望的とみなし、図書館機能の拡充を目指した郷土資料室設置の方向に動いていたため、タイムリーな報告であった。県では6月に、郷土資料室設置に関する教育委員会の諮問に答えるため、図書館内に文書館制度調査委員会を設置し、10月に調査報告書（前述）を提出させた。

同年12月13日、県立文書館設立期成会と、期成会の活動を支援しつつ文書館設立問題に積極的に取り組むことを宣言した芸備地方史研究会は、県立図書館郷土資料室設置を求めて「広島県沿革史料の保存施設に関する請願」を代表者の連名（福尾猛市郎期成会世話人会代表・小倉豊文芸備地方史研究会会長）で県議会に請願している⁸⁾。折しも郷土資料室設置の事業が計画されていたときだけに、図書類の収集のみにならないよう要請することが目的であった。請願書の説明資料には、県内の沿革を物語る文書資料が戦禍によって一挙に壊滅し、昭和20年当時と比べても約半分以下になったことを訴えている。そして、この文書資料のうち県庁廃棄文書については選別保管しつつあり、また市町村・民間所蔵の文書についても、寄託を要請する所蔵者が増えているため、これら「県民文化資料」の保存・活用にとって一大損失とならないよう、文書保存施設としての役割を郷土資料室に期待するという趣旨が述べられている。

県は、他の都道府県に比べ文書保存施設の設置について著しい立ち遅れを見せている現状を踏まえ、昭和41年12月の県議会で、広島県における文書資料保存の必要性和「広島県立図書館郷土資料室」設置に関する予算的措置を認め、県の仕事として文書資料の調査・整理・収集・保存を行うこととなっ

た。これは、当時における文書資料の散逸防止に向けた気運の広がり、期成会世話人会・芸備地方史研究会などの支援運動によって実を結んだ結果であった⁹⁾。

2 県史編纂事業と文書館構想

(1) 県史編纂事業の開始

広島県立文書館設立運動は、あくまで県庁行政文書をはじめとする地域の歴史的文書・記録類の保存活用を第一義とする運動であり、県史の編纂事業については、そもそも運動側の要請には無かったと思われる。しかし、期成会が出した昭和40年4月の趣意書及び同年7月の県立文書館設立要望書では、県行政におけるこれら文書・記録類に対する配意の無さを強調するため、その一例として、他県で進められている県史編纂事業が広島県には無いことを挙げていた。そして県史編纂事業のためにも、まずは文書館が必要との認識を提示したのである。一方県総務部のほうでは、来るべき明治百年の記念事業について、その実施内容を検討していた時であり、期成会のこうした指摘と相俟って、県史編纂事業の計画が持ち上がってきた。昭和42年7月15日、総務部総務課から広島大学ほか県内の大学長・県立図書館長宛に、都道府県史の編纂状況について実地調査を依頼し、専門・事務両方面から都道府県史の編纂状況が調査された。そして、11月には広島県史編纂検討資料・計画概要(案)が作成され、条例改正などを経て昭和43年4月から10ヶ年計画で県史編纂事業が発足したのである。

これ以後、県立文書館の設立運動は、県史編纂事業を優先させることにより、当初の盛り上がりが一息を潜めることとなった。ただし、県史編纂後の問題として県立文書館の設立は、運動側はいうまでもなく、県側においても意識されており、事業の半ば以降になると、水面下で文書館建設の構想案が検討されて始めている。

以下では、県史編纂事業の過程において、文書館設立に向けて県行政と運動の双方で、どのような動きがあったかについて、県史編さん室と、以後の

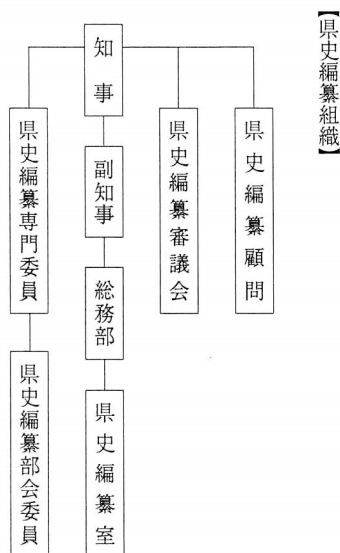
設立運動に中心的役割を果たした芸備地方史研究会の動きに焦点をあてて検討してみたい。

(2) 文書館設立に向けての動き—県史編さん室—

県史編さん室は、事業を開始して間もなく、『芸備地方史研究』第76号の動向欄に「広島県史の編さんについて」と題して寄稿している。その中で「修史事業の本道として、現実には散逸の危機にさらされている文書資料等を確実に保存し、且つ利用できる体制を整えていくことが、県史の編さんが文書館設立運動のなかで具体化してきたということもあって、大きな責務と考えられている。」と述べている。室として、文書・記録類の保存と有効利用に取り組む意向を示したものと考えられるが、その後、文書館について公式の場で話題にのぼったのは昭和45年であった。

この年の県史編纂審議会第2回会合において、審議会委員の1人であった山田節男広島市長（当時）が、県史のためには文書館が必要であると発言した。それまで文書館問題については、期成会など学識者からの要望がほとんどであっただけに、運動側以外の要人による、しかも公的な場での発言として重要な意味をもったと思われる¹⁰⁾。

事実、翌昭和46年より、文書館設立のための調査費が付けられ、次年度以降、県史編さん室のほうで関連施設の視察が始まっている。昭和47年度の視察では、調査員として県史編さん室（実際には、県史編纂に携わる大学教官）と総務部から各1名が、10～11月の2ヶ月間、各地を訪れている¹¹⁾。このときの調査先は、東京都公文書館・国立公文書館・九州歴史資料館・山口県文



書館・神奈川県立文化資料館・国文学研究資料館史料館・京都府立総合資料館の7館である。また、翌48年度の調査では、国立歴史民俗資料館・茨城県歴史館・国立民俗学研究博物館・国立科学博物館・神奈川県立文化資料館・京都府立総合資料館・瀬戸内海歴史民俗資料館・山口県文書館・九州歴史資料館・岡山県立博物館の各館を視察している¹²⁾。この年には、竹下虎之助副知事（総務部長から昭和47年に副知事就任）が、文書館建設に前向きな発言をしており（県史編纂専門委員会議）、県史編纂事業も文書館の設立に向けて、少しずつ歩みを早めていた。

同年11月12日、各館を視察した調査員らによる報告会が開かれ、あるべき文書館の性格について話し合われた。その中でとくに顕著な傾向を見せたのは、総合資料館としての設置案が有力視されたことであった。つまり、文書館単独ではなく、歴史博物館・埋蔵文化財収蔵庫などを合わせ、それらの機能の統合と管理機構の統合をはかる施設の建設という意見である。上記の調査先からもうかがえるように、実際に関連施設として調査したものも博物館的施設が多かった。これは当時の文書館施設の設置状況からして致し方ない面があったが、これらの施設を関連施設として全面的に参考にされた感が強い。また、総合資料館に傾いたことには、県史編纂事業そのものが大きな要因となっていたとも言える。つまり、県史には当然のことながら、考古・民俗の部会があり、編さん室内で文書館が検討される際に、総合案が出される可能性は高くなっていた。また、文書館を運営するうえで法的根拠がなかったことも、文書館単独での設立が困難であると判断させた大きな要因であった。取り扱う文書・記録類については、公文書だけでなく、古文書も含めた広い意味での文書館にすると意見が有力であったのは言うまでもない。なお、ここで言う総合資料館については、調査員によってイメージするものは異なり、機能別に独立機関（文書館・考古資料館・民俗資料館）を設置し、それらを統合した展示施設を設け総合博物館として建設するというものや、民俗資料・埋蔵文化財の収蔵庫は国庫補助の対象でもあるため除外し、その上で博物館と対等の位置を占める総合的な施設をつくるという案、文書館と科学博物館などを併設した文化センターにするという案など、まちまちであつ

た。ただし、あくまでもその中で文書館の性格をはっきり出す必要のあることは、報告会の場でも指摘されていた。

同年末にはこれまでの視察・調査を踏まえた調査員の建設意見がまとめられた¹³⁾。文書館の性格については、これまで述べた通りであるが、建設場所についても、総合案を前提としていたため、文化的施設の建設環境を意識した案（広島大学跡地、広島城跡、旧観古館、その他景勝地・閑静なところ等）が多い。行政文書の庁内利用・一般利用を念頭に置いた発想が少ないのが特徴的である。一方、館の所属については、行政文書収集の面から知事部局が妥当とする意見が強く出されている。つまり、行政文書収集の便を明確に意識しながらも、立地条件については十分な考慮がなされていたとは言えず、残した行政文書の庁内利用という観点はとくに不足している。これは県史に関係する大学教官の意見が前面に出たためであると言え、従って、純粋に行政的な発想に基づく意見でなかった点は留意する必要がある。また、組織機構については、研究機関として文書館を位置づける方向性が強く表れている。これは国立史料館や国立歴史民俗資料館・茨城県歴史館などを参考にした様子が見られるが、これも、さきに指摘した点とも符合する意見である。

結局、県史編さん室における文書館構想は、文書館を単独で建設するか、文書館・考古館・民俗館の3者を総合的にまとめた歴史館を建設するかで検討されていたが、昭和49年5月18日の県史拡大会議（編さん室員と部会主任による会議）において後者の案にまとまり、同年7月15日に第一次案として「広島県歴史館基本構想」が県史編さん室の名で作成された。この構想案では、歴史館の目的として、「本県関係の古来よりの歴史的資料」と「新しく将来の歴史を創造していく公私の文書をはじめとする同時代史的な資料」を収集・整理・保存し、調査研究するとともに、広く一般公開して、県民の教養の向上や学術・行政等の研究に役立てるとされている。その他の内容は、ほぼさきの調査員意見に沿ったものであるが、機能・事業面で、とくに調査研究・研究成果の刊行と展示・閲覧・普及が、資料の収集・整理・保存と並んで提示されているところが特徴的であった。

ところで、この「広島県歴史館」の構想案のあと、わずか2ヶ月半後の9

月30日には、第2次案として「広島県文書館基本構想（案）」が、同じく県史編さん室の名で作成されている。この案の冒頭には、「機能拡充を重点に考えた場合、総合案を廃し、単独館とすることが望ましい。」と書かれており、さきの歴史館構想を廃して新しく文書館構想案が作られたことがうかがえる。この間の詳細な事情を知ることはできないが、この構想案では、さきの歴史館構想案に比べ、設置の趣旨・理由について長々と述べている。そこでは、広島県の「歴史的発展を研究する素材である文書・記録類を中心にした歴史資料」が十分な保存措置がとられないまま、破損・散逸していること、文書館はこの歴史的な文書・記録類の散逸を防止し、県民全体の文化遺産として保存・研究・利用等の総合対策を樹立しなければならないと述べている。また、昭和40年頃から県立文書館設立運動が進められてきたことにも触れ、「広島県文書館」は歴史資料センター¹⁴⁾としての機能を十分に発揮できるものでなければならないと述べており、「文書・記録類」を前面に押し出した施設として構想し直されたことがわかる。総合案として一旦まとめられた構想案も、県史編さん室内部では、なおも模索状態にあったことがうかがえる。

では、この「広島県文書館基本構想（案）」に示された文書館の性格とはどのようなものであったのか。まず「本県行政に関する公文書および古文書・古記録を中心とする過去から現在に至る公私の文書・記録および図書等の総合調査」と移管・収集、「科学的研究を基礎にした体系的な分類整備・保管」であり、それと同時に「広く一般の公開利用に供し、あるいは地域の課題にそくした総合的研究を行」うものとする。そしてそのことにより、「県民生活の向上や行政全般・学術研究等」に役立て、本県文化の発展に寄与するものと記している。歴史館構想に比べ、より細かく機能・組織などが設定されているが、しかし、館の基本的な性格・機能の面では、歴史館構想案と大きく異なる点は見受けられない。つまり、県史編さん室で検討されていた構想案については、総合案か単独館かで分かれる以外には、文書館としての理念的部分について、ほぼ、これまで見てきた内容で尽くされているように思われる。

結局、以上述べてきた文書館構想の第1次・第2次案は、文書館建設に向

けて共に具体化されることはなかった。とくに、組織・規模の面で、第1次案では3部5課制、館長・副館長を除き職員45名、地上4階・地下1階とし、第2次案では、3部+資料情報室、地上4階・地下1階としており、これらは総務部内でも理想論として、受け入れられることはなかった。ただ、文書として明文化されてはいなかったものの、この時期には、県史編纂後に文書館をつくるという認識で県行政側では推移していたという。県史編さん室で実施してきた関連施設の県外視察等に要する調査費計上は、昭和50年頃にストップすることとなったが、総務課からは「文書館建設を断念するという事ではない」と編さん室に説明がなされた¹⁵⁾。

県史編纂事業は当初の計画では昭和52年度終了予定であったが、その後事業の延長が認められた。昭和54年になると、総務課長から県史編さん室に対し、文書館について「事務方で検討したらどうなるか」ということで構想案の作成が指示された。そして「広島県立文書館に関する私案（未定稿）」という形で3月に構想案が作成され、総務課に提出されている。この私案は、これまで編さん室のほうで、主に編纂に携わる大学教官らによって提案された意見をまとめた最大公約数的なものであったが、規模・組織についてだけは、用地確保・財政状況・県史の進捗状況等からみて、当時行政文書保管のため借用していた広島女子大学の施設を借用することや、職員を館長・副館長以下12～13名程度とすることが新たに盛り込まれていた。また、館の運営全般については、「研究機関の陥りやすい排他性・独善性・その他設置目的に違反するような結果を生じさせないように、所用の措置を講ずる必要がある」と記された。なお、この私案には「広島県立文書館（仮称）設立のための事務処理日程」の試案が付けられ、かなり具体的な作業日程が記されており、さらに10月頃には、竹下副知事が県史部会主任との懇談会の席上で文書館の建設を言明していることから¹⁶⁾、この段階には文書館の設立が具体化に向けて大きく動き出していたことがわかる。

(3) 文書館設立に向けての動き—芸備地方史研究会—

広島県立文書館の設立史を特徴づけるものは、地元の歴史学関係の研究者

を中心に根強く展開された設立運動である。運動の当初にあったのは、県立文書館設立期成会が前面に出て県当局に対して要望を行っていたが、この間も含め、県立文書館の設立に至るまで一貫して運動を担っていたのは、広島大学の若手・中堅研究者を中心に運営される芸備地方史研究会であった。同会は、戦後の広島県内で相次ぐ郷土史研究団体設立の流れを受けて、昭和28年7月に発足した。この昭和20年代は、町村合併を契機に県内に空前の市町村史編纂ブームが起きた反面、明治以降の役場文書の散逸や戦後の経済変動・農地改革に伴う旧家の没落と所蔵文書の散逸が深刻化した時期であり、同会の発足は、こうした県内地域史料の保存問題を背景にしていた¹⁷⁾。期成会世話人会が初期の行政文書選別を行った際、活動部隊として実際の作業にあたった人達の多くは、同会の事務局を運営する委員でもあり、また、県史編纂についても、資料調査等の事業に関わる関係にあった。従って、同会にとって県立文書館設立運動は、単に研究者としての立場からだけでなく、県の行政文書も含めた様々な地域の歴史的文書の所在状況に接し、実際にそれらの保存に関わる立場から提起した運動であった。ここでは、同会の運動のあり方について、とくに運動の転機となった時期にどのような理念が提示・主張されていったかについて、注目して述べていきたい。

県立文書館設立期成会が行政文書の選別を開始し、図書館郷土資料室設置に向けて動き始めた昭和41年、芸備地方史研究会（以下、「芸史」と称す）は、県立文書館設立運動を積極的に支援するキャンペーンを宣言している。「広島県立文書館設立のために」と題して7回にわたり連載された記事の最初にはこう述べられている。

「この種の運動について本会はいままであまり熱心でありませんでした。わずかに昭和三九年度大会において文化財保護という側面から『声明文』（五三号）を採択したことがあるのみです。しかも『声明文』のみで能事おわれりとする事は出来ない。日に日に文化財は失われているのである。我々は常に監視の目を光らせ文化財保護をおしすすめる義務と責任がある。出来れば広く県民運動にまで盛り上げ研究団体としての社会的責任を果たしたい』といいながら、結局なにも出来なかった苦い体験をもっています。我々として

はこの轍を踏みたくありませんし、又踏んではならないものといえましょう。」

文書館設立運動に本格的に取り組んでいくことを宣言した芸史の活動は、その後県立図書館郷土資料室として一応の実現を見ることとなった。尤も、芸史が最終的に目指すところはあくまでも独立機関としての県立文書館の設立であり、郷土資料室も文書館のためのワンステップという認識であった¹⁸⁾。しかし、その後県史編纂事業を優先させるという県側の計画に、芸史も期成会も同意するかたちで、運動の気運が一時沈静化することとなった。県史編纂事業については、明治百年を顕彰する事業であるとして、芸史ら運動側では相当もめたようであるが、最終的には、県内史料所在調査が本格的に実施できるということで、やむなく妥協したというのが実情であった¹⁹⁾。

県史編纂事業が始まって以降、郷土資料室で当初行われていた史料所在調査は、県史編さん室に引き継がれ、以後は県史のほうで本格的な所在調査が行われた。この間も芸史の委員らは、県史編纂事業に協力しながら、県の文書館構想についても絶えず関心を払っていた。

しかし、県史編纂事業が半ばを迎えた昭和48年頃、芸史内部で文書館の設立が今後どうなるのか不安視する声が盛んに挙がり始めるようになった²⁰⁾。そのことを踏まえ、『芸備地方史研究』第96号（昭和48年12月）では、「文書館設立運動の新たな前進のために」と題して詳細な動向記事を掲載している。そこには、当時芸史が文書館設立に向けて、現状とこれまでの経過をどのように認識していたかがよく示されている。

まず現状であるが、図書館郷土資料室において、本来設置目的とされていた文書・記録類の調査・収集・保存活用といった機能が、予算・人員・スペースの関係もあってほとんど果たせていないことを指摘している。現状では、一般郷土関係図書の収集と利用サービスが中心となっており、日本史関係者も入ってつくられている郷土資料室資料選定委員会も、発足当時と昭和45年に会合を開いたのみで、運営について未だ適切な助言を行っていないという。また、郷土資料室がそのような状態になったのは、県史編さん室が発足し、図書館の県内史料所在調査を引き継いだことも関係していると述べている。次に、県史編纂事業についてであるが、文書調査が、県史の編集に必要なも

の以外行われていない点を問題にしている。文書館設立運動の過程で県史編纂事業が具体化してきたという歴史的経過を考えれば、事業の後半部は単に本を編集・出版するということでは済まされないはずであるが、結局は県史編纂の枠内でのみ調査が行われ、収集した文書も県史のためにしか利用されない状況を踏まえると、あまねく全ての人に公開できる文書館の設立が強く求められるとしている。そして、文書館の必要性は、同様に県庁の廃棄文書保存の観点からも指摘する。廃棄予定文書については毎年2000～3000冊を選別し、保存・管理を要望してきたが、当初の2～3年は郷土資料室に、その後の分は県史編さん室や広島女子大学の倉庫に分散され、山の如く積まれていると指摘する。しかもこれらの殆どは昭和30年代以降のものであり、第2次大戦から昭和20年代の県政については空白になる恐れがあるとして、将来を見越したかなり大きい収蔵能力をもつ文書館が緊急に必要であると述べている。

一方、これまでの運動の経過については、県史編纂から文書館へという考えに基づいて静観してきたことについて次のように振り返る。「県史編さんが進めば自然に史料が集まる、その集まった史料をどうするかということになれば文書館を建てようということになる、というのが県史編さん室関係者の言でした。しかし、今から考えると期成会も認めた(?)この論法は間違いだったといわねばなりません。それは少なくとも以後十年間は待たねばならず、その間の保存は空白になることであったからです。あくまで文書館をつくる運動を進めることが課題であったのであり、県史の編さんのみを急ぐ必要はなかったのです。」つまり、本来、文書館の設立は編纂事業とは別問題であったにもかかわらず、それを一連の流れとして捉えていたため、文書館をつくるために編纂事業を急ぐといった発想をしていたことを、運動側の問題点として自省しているのである²¹⁾。

以上の点を踏まえ、ここではさらに今後の運動方針について論を進めている。その中で、とくに公立の文書館を必要とする理由を述べた箇所注目してみると、「本県は県庁の火災や戦災によって広島・福山両藩の藩政史料や町方史料、近代の行政史料などの多量の貴重な史料を一瞬にして失っていま

す。そのような事情があるにもかかわらず、残されてきた各方面の史料については、これまで何ら保存策のとられないまま放置されてきた」と言い、これらの文書は「県民（国民）の文化的共有財産」であり、「だからこそ史料の散佚防止＝保存を果たすべき公立の文書館が早急に必要なのです」と言う。そして、これまでの歴史的経験に学び、文書・記録類の散佚を放置してきたことを（運動側も含め）反省するならば、「現代に生きる私たち自身が現代の歴史をつくっている貴重な史料も積極的に保存・収集する必要」があり、「ひいては県民自らが自らの歴史をつくっていくことに参画することになる」と述べる。この「歴史」とは、「過去に対する対策的・回顧的な側面からだけではなく、古代から現代、そして将来へと長期的展望に立つ観点がぜひとも必要」であり、「だからこそ近世以前をその対象とする『古文書館』や行政文書を中心とする『公文書館』ではなく、あらゆる文書・記録類を対象とする『文書館』と銘うった独立機関を要望する」のだと記している。

以上述べられた芸史の運動論理は、今日の文書館学的な観点で見れば、やや抽象的な印象は否めないが、文書・記録類の散佚状況（戦災による壊滅→戦後の無策状況）への強い危機意識に基づいている点、文書・記録類を県庁行政文書はもとより個人・企業・団体等の有するものも含め、地域の歴史的な文書全体を「県民（国民）の文化的共有財産」として総体として残すべきという理念は、運動の全過程を通じて貫徹しているように思われる。

さて、この動向記事を出したあと、県が文書館構想の具体化を検討中であるとの情報を受け、芸史では昭和48年12月13日付で県に要望書を提出している。昭和50年代に入ると、これまでの運動と県史編纂事業の終了が迫ってきたことを背景として、県立文書館の建設が、総務部や県史編さん室内でも一層現実味を帯びた問題として検討されるようになった。その後芸史が文書館問題について提言を行ったのは昭和54年になるが、翌55年6月には、県史編さん室のほうから、県立文書館設立について芸史としての意見を示して欲しいとの依頼が出されており、翌56年には「広島県立文書館への提言」と題して、これへの回答を出している²²⁾。この中では、文書館の基本的機能として、①史料の収集・保存、②史料の公開・利用に関するサービス、③史料の研究、

④史料目録・史料集の刊行、歴史の編纂、⑤史料・歴史に関する啓発活動、社会教育活動、の5点を挙げている。この5つの機能は、これ以後の芸史の要望書の中で再三取り上げられており、これらの機能を果たすための要件を具体的に提示していく形で、要望活動を行っていったのである。

3 文書館構想の具体化と文書館設立

昭和55年10月、県立文書館設立に向けての準備委員会として、「県立文書館建設調査研究協議会」（会長：今堀誠二広島女子大学長）が発足した。これは、県史編纂専門委員会が横すべりしてできた協議会で、文書館建設について知事に提出する報告書の作成にあたった。ところでこの年には、先に述べたように、県史編さん室から芸史をはじめとする郷土史団体などに対し、文書館設立について意見を求めている。これは、当時の文書館建設の方向として、県所有の被爆建物である旧陸軍被服廠（日本通運の出汐倉庫として貸借契約中）を利用するという案が検討されていたことに対して、芸史や郷土史団体などが県に反対の陳情を行ったことが背景にあったようである²³⁾。

さて、発足した協議会は、今堀会長のほか、広島大学・広島修道大学の教授と県総務部長・県教育長や新聞社の編集局長・財団の理事長計10名で構成された。報告書作成に向けての協議は2つの小委員会に分けて行われ、第一小委員会では資料収集関係を中心に、第2小委員会では情報処理（とくにコンピュータの導入）の問題について検討された。とくに資料収集に関しては、この協議会では行政文書の収集・移管が第一に話し合われ、また情報処理関係では、情報公開条例との関係について話し合われている。また、県外視察も協議会で行っているが、以前の視察で訪れている国立国会図書館・国文学研究資料館・国立公文書館などに加え、京都大学大型計算機センターや、昭和50年に新たに独立館となった埼玉県立文書館にも視察に赴いている。とくに、当時文書館として最先端の設備・機構を有するとされた埼玉県立文書館については、報告書作成に際してもかなり参考にした様子がうかがえる。

これら両小委員会で検討された内容は、中間まとめ案として全体で検討さ

れた。その際、教育委員会や県議会・警察など、知事部局以外からの文書の移管についてその可能性が審議され、また、文書館と情報公開条例との関係などについても意見が交わされた。そして、若干の修正を経て、昭和57年2月に「広島県立文書館基本構想についての報告書」としてまとめられ、知事に提出された。報告書に記載された「文書館の機能」では、大きく収集保存機能・利用機能・調査研究機能・教育普及機能の4つに分けられており、内容的には、それまでの県史編さん室での構想案や芸史の要望書などの内容と大きく異なるものではない。組織面においても、「業務の中核的部分は、かなり高度な専門的知識と研究者の資質を要するため、職員構成の中に大学教官制の導入を考慮すべきである」とし、「県当局及び学識経験者をもって権威ある管理委員会を設け、文書館の重要事項（研究テーマを含む）を審議する」とある。ただ、かつての構想案で強調されたような研究機関としての色合いは薄れており、例えば、調査研究機能として掲げられているものを見ると、「文書等資料の保存、整理及び利用に関する調査研究」や「補修技術の研究・開発」、あるいはコンピュータに関する研究など、歴史研究よりは一層文書館業務に直結する分野の研究で占められている。また、収集保存機能についても、第一に県の廃棄行政文書の文書館への移管を挙げており、永久保存文書についても、行政を遂行する上で支障を生じさせない範囲内で文書館へ移管させるのが望ましいとするなど、行政文書への力点が従来より強く置かれている。さらに、文書館の設置位置についても、「県民及び県庁職員の利用が容易な場所に設置することが望ましい」とあるように、庁内利用の必要性が示されており、行政側を慮る意向がやや反映されていると言える。

ところで、この報告書が知事に提出されたのち、県立文書館の設立が最終的に具体化されたのは昭和59年のことであった。同年3月、県史編纂事業が、当初の予定より5年遅れで終了し、15年間をかけて全27巻が刊行された。県史の完成記念祝賀会の席上、竹下虎之助知事（副知事より昭和56年に知事就任）が早期に文書館をつくることを言明し、同年12月、以前より候補地の一つに挙がっていた広島大学工学部跡地の広島県有施設用地（総敷地面積1万㎡）に、図書館・産業技術交流センターとの併設で設置されることが決定し

たのである。しかし、ここに至る2年間は、設立を願う人々にとって長い年月であった。同年7月8日に開かれた芸備地方史研究会大会では、改めて県立文書館早期設立を求める声明を決議している²⁴⁾。この中で、昭和57年2月の「広島県立文書館設立基本構想についての報告書」がまとめられて以降、文書館設立については、具体的な進展をみないまま現在に至っているとし、「このままでは、県内の史料の調査研究・保存・公開の体制が全く確立できず、史料散逸の危機を迎えていると判断せざるをえない。」と危機感をかき立てている。この声明は、県知事をはじめ、県総務部長・県教育長・県立図書館長・県会議員(68名)・「県立文書館建設調査研究協議会」メンバー・県庁内記者クラブへ発送された。声明がどの程度効力を発揮したのかはわからないが、事態はその直後から動き出しており、翌昭和60年3月には、「広島県情報プラザ(仮称)建設基本計画」が策定された。

しかし、芸史では、この時期に至って、むしろより一層の要望活動を展開している。同年3月、芸史では、「広島県立文書館に関する要望書」原案を作成し、県内各郷土史研究団体にも呼びかけ、賛同26団体と連名で要望書を作成、4月に知事宛に提出している(提出先はさきの声明と同じ)²⁵⁾。要望書では、文書館機能を十分に果たすための相応の人材・人員の確保、図書館・産業技術交流センターとの併設となっても文書館はあくまで独立した組織とすべきこと、所属は知事部局が望ましいこと、規模・設備については将来の発展の可能性を十分考慮した配置にすること、などを要求している。これらの主張は、さきの「県立文書館設立基本構想についての報告書」と基本的に大きく異なるものではないが、この段階の芸史の運動は、文書館の設立そのものから、「どのような文書館ができるのか」という点に焦点が移っており、その意味で、文書館運動は正念場を迎えていると認識されていた。芸史では、その後対策会議を開き、①現在の県立文書館の設立準備態勢に問題があること、②県立文書館の内容をもっと具体的に要望していく必要があることを確認し、4月中に再度要望書を知事宛に提出した。この中では、①文書館の設立準備を現在のように総務課文書第一係だけで進めるのではなく、文書館問題に造詣の深い専門家を加え、しかるべき準備室を早急に設けて十分な検討・

準備を行うべきこと、②準備室は開館にさきがけて県内外の文書所在調査を行い、文書館に収蔵される文書を開館時に直ちに公開できるよう準備を進めるべきこと、③文書館は必ず知事部局に属するようにすべきこと、の3点を訴えている。

5月には、県立文書館の具体的な内容について詳細に要望するべく、再び県知事宛に要望書を提出した²⁶⁾。収蔵庫については総計約1万 m^2 （行政文書：6000 m^2 、近世近現代の古文書・民間資料：2500 m^2 、古代中世文書・その他貴重史料用の特別収蔵庫）が是非とも必要とし、必要な部屋・施設として整理・補修・研究に6種、公開・利用に6種、計12種の部屋を要望している²⁷⁾。また、職員については、文書館の要となる専門職員を充実させる必要があり、いくら少なくとも見積もっても10名以上、20名程度の専門職員が是非とも必要であると主張している。

芸史は翌昭和60年の大会でも、文書館問題に積極的に取り組んでいく旨の声明文を採択した。同年10月には広島県情報プラザの基本設計・実施設計が着手されており、翌61年3月、情報プラザの実施設計が完了、用地取得を終えている。そして、同年4月、総務部総務課に県立文書館開館準備要員が配置され、芸史で要望していた準備室が設けられた。5月には県立文書館の概要が明らかになり、新聞報道がなされた。芸史においても、7月の大会で県立文書館の概要が報告されており、会誌に掲載・紹介されている²⁸⁾。そこでは、とくに人員について、準備室の職員（行政職2・専門職3・嘱託3）でそのまま開館に至ることへの懸念と、書庫スペースが1050 m^2 と、要望したものより相当に狭いことに不満を示している。

文書館が入る情報プラザは7月に起工したが、芸史ではさらに精力的に活動を続け、昭和62年には山口県文書館と埼玉県立文書館を訪れ、ルポを行っている。このルポは、山口・埼玉の両館の比較を行い、問題点を抽出することによって、現在建設中の文書館がよりよき施設となるよう提言するというものであった。そこで提起している問題点は、すでに芸史が要望してきた点を他館の現状で裏付けるとい形になっており、書庫スペースの問題（早々に書庫が飽和状態になった山口県の728 m^2 を若干上回る程度でしかないこと）、

館員数の問題（広島県と同じ5名の専門職員で運営する山口県では未整理文書の多さにつながっていること）に加え、行政文書の移管のあり方について、法的な裏付けが不十分であるため行政的判断のもとに移管拒否にあう恐れがあることを指摘している。そして、「文書の公開に際して『個人情報』＝人権の問題は十分に考慮される必要があるのは言うまでもないことである。しかし、そのことと、『個人情報』を含みつつも将来に是非とも伝えていかなければならないと判断される文書を文書館へ移管→保存していくこととは次元を異にする問題である。」と述べて、文書館側の主体的判断のもとに行政文書のスムーズな移管ができるよう、法的整備が是非とも必要と訴えた²⁹⁾。

昭和62年5月、施設名が「広島県情報プラザ」と正式に決定し、昭和63年4月に施設が完成した。県立文書館の開館は、設立が具体化した際には、昭和63年4月の予定であったが、実際の開館は、それよりやや遅れることとなった。この間も、芸史では、要望活動を継続しており、6月に、芸史ほか郷土史研究団体(56団体)が「広島県立文書館に関する要望書」を知事宛に提出している³⁰⁾。ここでは、県立文書館の開館を喜び、県当局の努力に敬意を表するとともに、いま一度、心配な点、要望したい点を申し述べるという形で以下の3項目を挙げている。①書庫面積が、要望したものよりかなり狭いため、県庁文書の今後の選別収集に影響することがないように対処して欲しいこと。②県の文書取扱規程など、法的・制度的な面を再検討し、出先機関も含め県の廃棄予定文書が自動的に文書館へ移管できる体制をつくって欲しいこと。③県民のための様々な活動を行うためにも多数の専門職員を確保して欲しいこと。

4月からは、文書館の開館準備担当を新設成った文書館内に置いて準備を進めることとなり、市内に分散保存されていた文書・資料等を文書館へ移転する作業などが行われた。

そして、同年10月、広島県情報プラザの落成式が挙行された。県立文書館設立運動が始まってから24年目にして、ようやく広島県立文書館が開館したのである。

4 「よりよき文書館の実現のために」—設立史の総括—

広島県立文書館が開館して2年が経とうとしていた平成2年7月、芸史がこれまでの設立運動を総括した特集号「よりよき文書館の実現のために」を会誌174・175号として発刊した³¹⁾。一地方史団体の学会誌が1冊すべてを文書館の特集として出すことは珍しい。それだけ、同会が県立文書館設立のために取り組んできた歩みが重厚なものであったことを物語っている。同会が中心になって展開された広島県立文書館の設立運動は、県内所在の歴史的文書・記録類の保存施策について、他県と比較しての著しい立ち遅れという現状認識から生まれてきた。運動当初から明確にされていた理念は、利用第一主義的な国立史料センター構想に対し、日々散逸しつつある歴史的文書・記録類の保存を第一義とすることであり、同時に、保存すべき歴史的文書・記録類とは、歴史学研究者の関心が集まりがちな民間の古文書や前近代の文書だけではなく、県にあっては県庁自体の行政文書の保存がとりわけ重要であるということであった。また、行政の文書は行政のためだけでなく、そもそも行政の歩みを知る権利を有する地域住民の共有財産であり、過去から現在・未来へと地域の歩みを示す貴重な歴史的資料として、民間の古文書類等も含めてトータルな形で保存とその活用が必要であると認識されていた。この基本的な理念は、その後の運動において、微妙なニュアンスの変化をみせながらも受け継がれてきており、運動側からの、まさに「よりよき文書館の実現のために」、その可能性や課題を真摯に追究してきた運動であったと評価できる。

尤も、運動の中で出された要望のうち、現実に文書館が設立されたことを除いては、実現しなかった点が多い。とくに書庫スペースや人員面については、県行政側と運動側とでかなり認識が異なっていたようである。しかし、文書館が知事部局に属することとなったことや、行政文書の受入に関して、「広島県文書事務取扱規程」の中に、廃棄か保存かの決定を文書館側の主体的判断に委ねる規定（第57条3）が盛り込まれたことは、運動側の声が結果的に反映される形となった。

(1) 県立文書館の現状と運動の問題点

ところで、現在の県立文書館はどのように機能できているのであろうか。専門職員5名体制でスタートして以来、人員増のないまま今日に至るが、その間、展示・講座等の普及活動も継続しながら、文書の整理・保存・公開に向けての業務を行っている。その中で、構想段階から盛んに言われていた地域の文書資料センターとしての役割という点については、これまで各地に文書調査員を依嘱してきたが、館員が直接文書・記録類の所在調査を実施するまでには及んでいない。これは現体制では労力面で限界のある作業であり、課題となっているが、このほど各市町村との連携をはかるために、「広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会（仮称）」が、平成13年度の設立総会開催に向けて漸く動き始めた。この連絡協議会では、各市町村で公文書及び地域の古文書・記録類を保存・管理する部課・機関に会員となってもらい、これら歴史資料の保存活用をはかるための研修・情報交換等を行うことを目的としている。協議会の立ち上げ準備には曲折があったが、今後、この協議会が設立され機能するようになれば、県内における公文書等の所在調査・保存活用が促進されるであろうし、そのための努力が、今後県立文書館側に求められることになるだろう。

また、行政文書の移管と公開について見ると、先述した調査研究協議会で議題に出されたところの、知事部局以外からの選別移管は、教育委員会をはじめ県議会・警察等、いずれも実現しておらず、県の文書全体を把握するまでに至っていない。また、公開についても、文書完結後30年間は一般の利用を凍結するといった閲覧制限を行っている。平成8年3月には、県庁の長期保存文書が文書館へ移転されたが、一般への閲覧利用には供しておらず、庁内利用に限定されている。県の文書館本来のあり方からすれば、県自体の行政文書を広く選別移管し、閲覧利用に供することが重要であるし、そうした機能がさきの調査研究協議会でも話し合われていたが、今なお不十分な形でしか機能していないのが現状である。長期保存文書の庁内利用自体は比較的件数が多く、これを行政への寄与とする見方もできなくはないが、文書館本

来の機能としての、あまねく全ての人々への閲覧公開という原則から見ると、明らかに問題を残している。上記のような一連の動きを踏まえると、県立文書館の今後の発展に向けて、とりわけ行政の中での位置が、一つの重要な問題になると言える。

翻って、県立文書館の設立史において、県行政と文書館の関係についてどのような指摘がなされていたであろうか。「行政にとっての文書館」という観点は、文書館の設立過程の中で、恐らく最も不足していた理念であったと思われる。県史編さん室で検討された文書館の基本構想案は、県庁内に文書館の必要性への認識を普及させる意図もあり、そこでは、文書館が行政にとっても役に立つという説明もなされていたが、力点の置き方は弱く、むしろ「地域の歴史資料保存のための施設」という考え方が強かったことは否めない³²⁾。また、芸史など運動側からも、行政文書保存の必要性について、「史料」あるいは「歴史資料」としての文書という視点からの説明に終始する傾向が強かった。そのため、文書館とは、研究者・住民側の要望に基づいてつくる文化的施設という認識を行政側に対しても印象づけることとなった。自治体文書館は、行政側が自らの歩み・業務の遂行状況を記した文書・記録類を保存・公開し、住民に対して説明責任を果たす場でもあるという、行政自体の問題であるとする認識が、一方で必要であった。勿論、館の設立に際して、こうした認識が行政側になかったわけではない。兼ねてより、行政文書を中心とした文書保存・公開施設として、文書館の必要性に理解を示していた竹下虎之助知事（開館当時）は、県の情報公開制度の実施には否定的な見解を示しつつも、その一方で、県政概要・各種調査資料などを展示・公開する情報提供制度について、新たにできる文書館を活用すること等により拡充強化するとの見解を示していた³³⁾。しかし、文書館設立に向け、マスコミ報道も活用して大きな影響を与えた運動団体の側にこうした理念提示が不足していたことが、開館後の館の普及活動の内容とも相俟って、上記のような状況を生んだとするのは考え過ぎであろうか。

(2) 文書・記録類保存への意識

「行政にとっての文書館」という発想の根底には、文書・記録類は、それを所蔵する側自身が、自らの歩みを大切に保存し、未来に向けて伝え残すという理念が必要であり、その理念は設立運動を担う運動側自身の文書保存のあり方にも求められる。この点、運動の中心的な主体となった大学側自身の文書・記録類保存について運動の過程で表明されることがなかったのは、当時の運動理念の一つの問題点として指摘できよう。

しかし、文書・記録類の保存は、必ずしも、自らが自らの文書・記録類を残すという観点からだけで実現するものではない。広島県立文書館の設立史を振り返ったとき、運動の中心的な理念であったところの、日々散逸しつつある地域の歴史的な文書・記録類を残すという、地域全体を視野に入れた保存への意識・理念を高めることも一方で重要なことである³⁴⁾。

この点で想起されるのが、さきに紹介した『芸備地方史研究』の文書館特集号に掲載された北川健氏の論稿である³⁵⁾。これは、平成元年10月の全史料協全国大会（広島大会）での報告と議論を踏まえ、文書館運営における労力配分・事業選択の重要性を述べたものであり、その後『地方史研究』でも、広島大会での議論を念頭に置きつつ、史料保存運動と文書館運動の違いを主張している。そこで氏は、文書館設立を求める従来の運動（芸史など広島県の場合も含めてのそれ）を自治体に対する研究者らの一方的な思い込み・決めつけによる要求運動と非難し（別稿では「注文」主義・「利用」主義であるとも述べる³⁶⁾）、自治体文書館の設立を叫ぶ以前に、地域の歴史的な文書・記録類を所蔵していた所蔵者自ら（図書館・大学・研究者個人も含めて）が所有する文書・記録類の保存・公開をはかっていくこと、その意味での文書館の「社会化」こそが必要だと述べている。

確かに、自らの文書記録を自らがあまねく公共的に保存・公開していく施設が文書館だとする主張は、今日の文書館界でも広く受容されていると言える。ただ、広島県立文書館の設立史を振り返ったとき、そこでの設立運動が、少なくとも注文主義や利用主義といった研究者の短絡的なエゴイズムと

して片づけられない理念を含んでいたことも、おさえておく必要がある。この運動は、単に研究者としての立場からだけでなく、地域住民として、また、日々散逸しつつある文書・記録類に数多く接している立場から、地域住民の文化的共有財産としての歴史的文書・記録類の保存措置を行政に促し、また行政が進める構想に対して、よりよき文書館を実現するために様々な提言を行うという“支援”の運動であったという側面を多分に有していたのである。

このことを踏まえたとき、文書館運動には、自らが自らの文書・記録類の保存・公開施設をつくることだけでなく、それを支援する動きも含め、地域の文書・記録類を残し伝えるための運動全てをトータルに捉える視点が必要ではないかと思われる。それは、同じく文書・記録類の保存を願う人達が、立場の違いを越えて協力し合い、運動の根を広げていくためにも重要なことと考えるからである。また実際、自治体文書館は、民間の所蔵者がつくる保存施設などとは明らかに異なり、地域の文書・記録類の保存という点について言えば、これらを最終的にケアする役目が当然求められるであろう。

所蔵者自らが、自らの歩みを示すこれら文書・記録類を保存し公開するという意識（行政にあっては、行政自らの説明責任を果たすために保存・公開するという意識）と地域の文書・記録類全体を視野に入れた保存への意識、この両面を担うものこそが地方自治体文書館であり、その理念に立った活動が必要である。勿論、現実の問題としての人員・予算の制約があることは言うまでもなく、それへの対応の仕方として、文書館業務全体の進捗状況を踏まえた上での事業選択や労力・予算配分等を検討し直すことが必要となるであろう。その際、当面何を重点的にを行い、長期的に何をを目指すのか、といった問題を考えるためにも、改めて出発点に立ち返り、文書館の設立に向けて寄せられた様々な立場からの様々な提言を真摯に回顧することは重要な方法であると考ええる。

- 1) 「日本史資料センター」問題については、全史料協『日本の文書館運動』（岩田書院）にまとめられている。
- 2) この資料は、昭和41年6月、広島県立図書館に文書館的機能を兼ね備えた郷土資料室をつくる問題（後述）について、広島県教育委員会の諮問に答えるため、県立図書館内に文書館制度調査委員会が設置され、同年10月に作成されたものである。本稿では、広島県立文書館が所蔵する同資料の県関係抄録「広島県における文書館の諸問題」を使用した。
- 3) この要望書については、芸備地方史研究会常任委員会「広島県立文書館設立のために（四）」（『芸備地方史研究』第64号、1967年2月）に掲載されている。
- 4) さきに紹介した『中国新聞』昭和41年2月9日の記事には、次のようにある。「だが、広大な教授陣や地方史研究者が訴えるこの文書館設立の見通しは広島県の場合、いまお先真つ暗である。文書館はおろか美術館や文化センターもないうえ、史料保存を代行すべき図書館にも郷土資料室や専任職員もない現状だからその実情ははかりしれる。」
- 5) なお昭和48年には、県立広島女子大学の倉庫に廃棄文書が移転され、県史編さん室が保存管理にあたることとなっており、翌年度からは、毎年度廃棄文書選別に要するアルバイト賃金及び運搬料の全額を県費で予算措置するようになっている。
- 6) 熊田重邦前広島県立文書館長（元県史編さん室長）からの聞き取りによる。
- 7) 土井作治「県立文書館設立推進のために（二）—全国公共図書館研究集会に参加して—」（『芸備地方史研究会』第61号、1966年6月）。
- 8) 請願書は、芸備地方史研究会常任委員会「広島県立文書館設立のために（五）」（『芸備地方史研究』第65・66号、1967年5月）に掲載されている。
- 9) 全国的な気運をうかがわせるものとして、当時の新聞記事がある。昭和41年に入って以降、県が郷土資料室設置に向けて動き出す6月頃までに限っても、以下のものがある。「史料保存の急務—公立文書館設立をのぞむ—」（『中国新聞』1月17日）・「文書館の設立運動—公文書の散逸惜しむ—」（『中国新聞』2月9日）・「祖先の資料を大切に—山口県文書館、他県も設立準備に本腰—」（『朝日新聞』3月26日）・「明治百年と地域百年史—広島県だけにない編さん計画—」（『中国新聞』4月12日）・「総合資料センター—行管庁が構想—」（『毎日新聞』5月1日）・「古文書散逸の危機—公文書館を作れ—」（『朝日新聞』5月26日）・「博物館のあり方—収集保存に全力—」（『朝日新聞』6月27日）・「山口県文書館の輝かしい仕事—『防長風土注進案』の完結に寄せて—」（『朝日新聞』6月30日）・「我国文書館の先駆—貴重な史料提供—」（『朝日新聞』7月1日）

- 10) 熊田重邦氏からの聞き取りによる。
- 11) 総務部県史編さん室「昭和47年度 都道府県公文書館実態調査結果表」。
- 12) 総務部県史編さん室「昭和48年10月 文書館実態調査結果表」。
- 13) 総務部県史編さん室「文書館実態調査に伴う調査員建設意見一覧」。
- 14) もっとも、ここで言われる「センター」とは、かつての「日本史資料センター」のような地域史料の一局集中的な収集をはかるという意味での「センター」ではなく、地域の歴史的文書・記録類の保存を各市町村等で実施していくための主導的役割を担う、という意味でのそれである。
- 15) 熊田重邦氏からの聞き取りによる。
- 16) 熊田重邦氏からの聞き取りによる。
- 17) 芸備地方史研究会の創立については、『芸備地方史研究』第48・49号（1963年 6 月）の「戦後広島における地方史研究の歩み」（道重哲男）が詳しい。
- 18) 芸備地方史研究会常任委員会「広島県立文書館設立のために（七）」（『芸備地方史研究第68号』，1967年 9 月）。
- 19) 芸備地方史研究会常任委員会「文書館設立運動の新たな前進のために」（『芸備地方史研究』第96号，1973年12月）には次のようにある。

「当時日本史研究者の多くが、抑圧と侵略の日本近代の歴史を反省するどころか、むしろ美化しようとする『近代化』論的イデオロギーを鼓吹する明治百年記念の趣旨そのものに反対し、その記念事業への参加は拒否していました。それにもかかわらず県史の史料調査・筆写等に協力したのは、何とかこの瞬間にも散佚しつつある史料の徹底的な所在調査を行ない、整理して目録をとり、とりあえず所蔵者に保存の必要性を訴えて散佚を防ぐという史料保存の現実緊急性を痛感していたからにはかなりません。そのような基礎作業が文書館を設立する大きな礎石になると信じたからでもありました。」
- 20) 土井作治氏からの聞き取りによる。
- 21) この点については、のちに出された提言の中でも、以下のように繰り返し述べている。

「当研究会では、すでに県史編さん事業が発足する以前からこのような問題（県史編纂のために収集した膨大な資料や現在もおおむね収集している県庁行政文書などを今後どうするのかという問題＝筆者注）の存することを指摘し、諸資料のうちでもとくに文書資料に焦点をあてて『県立文書館』の設立を要求する運動を起こしていました。しかしながらその運動の論理は、県史の編さん→資料収集→その整理・処理→文書館設立というように立てられ、その論理が誤りであったことは…」

(芸備地方史研究会委員会「地方史研究と資(史)料保存について」〔『芸備地方史研究』第124号, 1979年12月)。「(県史編纂は=筆者注) 文書館の必要性を強調する一つの手段として位置づけられていた。ところが, 県当局がおりしも明治百年記念事業の内容を検討していたこともあって, 県史編さん事業がこの中にとり込まれてしまった。このため我々も含めて, 県史編さんのための史料調査・収集が行われれば, 集められた史料をどうするかということになって, 自然に文書館設立のはこびになるだろうといった, 論理の逆転をおかしてしまったのである。あくまで文書館は県史編さんとは別個の問題とすべきであったのだ。)(芸備地方史研究会「広島県立文書館への提言」〔『芸備地方史研究』第131・132号, 1981年8月))。

- 22) この提言は、『広島県史研究』第6号(昭和56年3月)と『芸備地方史研究』第131・132号(昭和56年8月)にそれぞれ掲載されている。
- 23) 土井作治氏からの聞き取りによる。なお, 郷土史団体その他関係者から県史編さん室に寄せられた意見については、『広島県史研究』第6号(昭和56年3月)に掲載されている。なお, 日通出汐倉庫の利用案については, 昭和55年1月9日の『中国新聞』で報道され, 明るみにされた。この案については, 県内部でも様々な問題点が指摘された。まず, 昭和31年以降, 日通が多額の設備投資をしていたため, 返還には相当の損失補填を必要としたこと, また, 土地の地盤沈下や建物自体の老朽化により, 耐久性に大いに問題があること(文書館として使用するには改築・新築のいずれかが必要となること), 建築関係法規に照らして不適格部分が多いこと, さらに, 文化庁が検討中であった近代建築保存指定を受ける可能性があり, 全面的な改築・新築ができないことなどがあった。また, 翌昭和56年には, 同じ南区出汐にあった地方公務員研修所が57年4月に用途廃止予定となることを受けて, 文書館の候補地として検討されている。しかし, これも出汐倉庫と同様の問題が指摘され, 結果的に両案とも不採用となった。
- 24) この声明は『芸備地方史研究』第149号(昭和59年11月30日)に掲載されている。なお, 芸史では, 翌昭和60年から, 会誌『芸備地方史研究』において, 再び「広島県立文書館問題について」と題する動向記事を連載した(5回連続で掲載)。
- 25) 「広島県立文書館問題について(1)」〔『芸備地方史研究』第150・151号, 1985年5月)に掲載。
- 26) 「広島県立文書館問題について(2)」〔『芸備地方史研究』第153号, 1985年8月)に掲載。
- 27) このとき要望された部屋・施設は以下のとおり。

殺虫室・史料補修室・史料整理室・写真撮影室・研究室・参考図書室・史料閲覧室（A:コンピュータ検索装置を設置したスペース、B:絵図を広げることができる和室など）・フィルム閲覧室・写真撮影室・史料展示室・研修室。

- 28) 「広島県立文書館問題について(3)」(『芸備地方史研究』第158号, 1987年 7 月)に掲載。
- 29) 「広島県立文書館問題について(4)」(『芸備地方史研究』第162号, 1987年11月)に掲載。
- 30) 「広島県立文書館問題について(5)」(『芸備地方史研究』第165号, 1988年11月)に掲載。
- 31) 『芸備地方史研究』第174・175号(1990年 7 月)。
- 32) 熊田重邦氏からの聞き取りによる。
- 33) 『朝日新聞』, 昭和62年12月 5 日。
- 34) 阪神淡路大震災を機に誕生した「史料ネット」の活動は、まさにこのことを裏付ける。兵庫県では、大震災からの復興過程で作成してきた公文書を保存する新たな公文書館の設置を検討し始めたという(『産経新聞』平成13年 1 月17日)。これが震災資料館的な機能にとどまることなく、本来的な意味での文書館が実現するよう願うばかりである。
- 35) 北川健「文書館のウチとソトとその運動—全史料協広島大会に参加発表して—」。
- 36) 北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」『地方史研究』第228号(1990年12月)。

〔付記〕 本稿は、平成12年度公文書館専門職員養成課程において提出した修了論文を一部訂正したものである。

(にしむかい こうすけ 研究員)